

報告第13号

議会の委任による専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月18日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

専決第9号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和7年12月15日

小浜市長 杉 本 和 範

- 1 事故の概要 令和7年9月22日午後3時頃、市公用車が市道街路
11号線を走行中、信号機のない交差点において相手
方が運転する車両の前方部と市公用車の右側面部が出
合頭に衝突し、相手方が運転する車両の前面部を損傷
させた。
- 2 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 3 損害賠償の額 金22,942円